

福島県報

目次

県政要聞

○監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成22年2月5日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 高野実之
福島県監査委員 高野宏之

1 監査実施期間 平成21年9月14日～平成21年12月22日

2 監査対象機関 本庁15箇所、公所26箇所

3 監査の結果

監査は、平成20会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 知事直轄

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
知事直轄	平成21年10月22日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年9月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
総務部	平成21年9月16日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年8月19日 ～ 平成21年8月25日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(人事総室)
- ・ 旅費が不足支給(11人17,550円)となっている。(文書管財総室)
- ・ 補助金について、平成20年12月8日以降調定することが可能であったにもかかわらず、2か月以上経過した平成21年2月27日に調定している。(文書管財総室)

○ 検討事項としたものは、下記のとおりである。

- ・ 文書管理システムの運用について検討することを求めた。

文書管理システムは、平成18年10月から運用が開始されているが、平成20年4月からは当初開発された本来のシステムの機能が大幅に縮小されている。

現行システムの機器の賃貸借契約期間が満了する平成22年12月までの経費は、相当程度の費用が見込まれているが、当初開発されたシステムを運用した期間は、わずか1年6か月と短期間であることや、当該システムが十分機能していないなど費用対効果の観点からその効果は十分とは言えない。

このため、現下の厳しい財政状況や平成22年12月で現行文書管理システムの賃貸借契約期間が満了することなどを踏まえ、これまでの利用状況の分析結果や他県等における運用の実態等を考慮し、経済性、有効性の観点から今後のシステムの運用等について、早期に検討する必要がある。

(文書管財総室)

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
企画調整部	平成21年9月14日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成21年8月19日 ～ 平成21年8月25日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 補助事業の変更の支出負担行為について、出納機関の事前確認を受けていない。(地域づくり総室)

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
生活環境部	平成21年10月16日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成21年9月9日 ～ 平成21年9月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・国庫支出金の歳入について、平成21年3月9日に交付決定があったにもかかわらず、翌年度の平成21年5月26日に測定している。(生活環境総室)
- ・通勤手当が過支給(1人10,428円)となっている。(県民安全総室)
- ・国庫支出金の歳入について、平成21年3月9日に交付決定があったにもかかわらず、翌年度の平成21年5月29日に測定している。(環境共生総室)
- ・超過勤務手当が過支給(10人41,420円)となっている。(環境共生総室)

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
保健福祉部	平成21年9月17日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成21年8月19日 ～ 平成21年8月28日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・土地使用料の測定に著しく遅延しているものがある。

「事実」

本柱、支線等の行政財産使用許可に係る平成20年度土地使用料8件について、平成21年3月2日から平成21年7月22日までの間に測定している。「是正・改善等の意見」

歳入の測定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うとともに、チェック機能を強化すること。

(保健福祉総室)

- ・修学資金の事務処理に適切でないものがある。

「事実」

1 福島県保健師等修学資金

平成20年4月に受理した保健師等修学資金返還債務免除申請(2名分)に対する免除の決定を平成21年3月31日に行っている。また、当

該申請者に係る借用証書を紛失している。

2 福島県理学療法士等修学資金

平成21年3月に学校を卒業した者から徴取した借用証書に不備があるものがある。

- ・収入印紙が消印されていないもの 2件
- ・「親権者又は後見人」又は「保証人」の記載・押印がないもの 1件

「是正・改善等の意見」

修学資金の事務処理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(健康衛生総室)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・土地貸付料について、測定の時期が遅延している。(保健福祉総室)
- ・貸付金の支出負担行為について、貸付決定時期に出納機関の確認を受けていない。(保健福祉総室)
- ・扶養手当が過支給(1人39,000円)となっている。(生活福祉総室)
- ・雑入及び母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等が収入未済(393件27,823,810円)となっている。(自立支援総室)
- ・補助金の支出負担行為について、交付決定時等に出納機関の確認を受けていない。(健康衛生総室)
- ・保健師等修学資金貸付金元金収入等及び理学療法士等修学資金貸付金元金収入等が収入未済(54件1,325,800円)となっている。(健康衛生総室)

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成21年9月18日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成21年8月26日 ～ 平成21年8月28日
会津高等技術専門学校	平成21年11月19日	嶋原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成21年10月14日
浜高等技術専門学校	平成21年11月20日	宗方 保 高野 宏之	実地監査	平成21年10月15日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日

農林水産部	平成21年9月15日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成21年8月19日 ～ 平成21年8月28日
県南農林事務所	平成21年11月20日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年10月15日 平成21年10月16日
水産種苗研究所	平成21年11月19日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年10月15日
内水面水産試験場	平成21年11月19日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年10月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 貸付金の契約について、収入印紙が消印されていない契約書を受領している。また、基金の預託の契約について、収入印紙が貼付貼されていない契約書を受領している。(生産流通総室)

- ・ 軽微な変更以外の工事内容の変更について、変更契約を締結すべきところ、工事内容変更同で処理している。(県南農林事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
土木部	平成21年10月19日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成21年9月9日 ～ 平成21年9月17日
あぶくま高原自動車道建設事務所	平成21年11月18日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年10月14日
相馬港湾建設事務所	平成21年12月22日	嶋原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成21年10月14日
福島空港事務所	平成21年11月18日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年10月7日
県北流域下水道建設事務所	平成21年12月14日	宗方 保	野崎 直実	書面監査	平成21年11月20日
県中流域下水道建設事務所	平成21年11月18日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年10月7日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 平成21年3月31日に申請があった裁決申請手数料(56,400円)の証紙収入額について、平成21年4月10日までに報告すべきところ、平成21年9月1日に報告している。(土木総室)
- ・ 出勤簿、超過勤務等命令簿及び週休日の振替・半日勤務時間の割振りの変更簿の整理に誤りがある。(企画技術総室)
- ・ 旅費が過支給(1人34,350円)及び不足支給(2人2,560円)となっている。(道路総室)
- ・ 漁港施設占用許可について、事務手続がなされなまま、占用料のみを減額している。(相馬港湾建設事務所)
- ・ 港湾施設使用料が収入未済(1件1,098,562円)となっている。(相馬港湾建設事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
出納局	平成21年10月21日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年9月18日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(10) 議会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
議会事務局	平成21年10月16日	嶋原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成21年9月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
教育庁	平成21年10月21日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成21年9月9日 ～ 平成21年9月16日
図書館	平成21年11月18日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年10月16日
美術館	平成21年11月18日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年10月9日
博物館	平成21年11月19日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年10月15日

福島明成高等学校	平成21年12月22日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成21年11月19日
福島工業高等学校	平成21年12月14日	宗方 保	野崎 直実	書面監査	平成21年11月18日
郡山北工業高等学校	平成21年11月18日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年10月8日
修明高等学校 (旧東白川農商高等学校)	平成21年11月20日	嶋原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成21年10月9日
会津工業高等学校	平成21年12月22日	嶋原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成21年11月17日
会津農林高等学校	平成21年12月22日	嶋原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成21年11月18日
平工業高等学校	平成21年11月19日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年10月8日
双葉翔陽高等学校	平成21年11月19日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年10月16日
相馬農業高等学校	平成21年11月20日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成21年10月16日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 高等学校授業料に収入未済がある。

「事実」

平成20年度の高専学校授業料について、前年度に比較し未納が著しく増大し、職員調査日現在未納のものが93件、913,300円となっている。

「是正・改善等の意見」

「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、校内の徴収体制を強化して、授業料の徴収促進及び未納解消に努めること。

(福島工業高等学校)

- ・ 誓約書の管理に適切を欠いているものがある。

「事実」

高等学校の入学に当たっては、入学科(福島県収入証紙5,650円を誓約書に貼付)に誓約書を添えて提出することとなっているが、平成20年度入学の一部生徒(40人分)に係る誓約書を紛失したため、存在が確認できず、貼付された収入証紙についても確認できない。

「是正・改善等の意見」

誓約書の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、チェッ

ク機能を強化すること。

(平工業高等学校)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 出勤簿の整理に誤りがある。また、代休日の指定について、代休日指定簿により行われていない。(教育総務課)
- ・ 業務委託契約について、完了報告書の提出の遅れにより履行確認が遅延している。(福利課)
- ・ 超過勤務手当が不足支給(2人25,143円)となっている。(社会教育課)
- ・ 委託料の支出負担行為について、契約締結時に出納機関の確認を受けていない。(学習指導課)
- ・ 育英資金貸付金元利収入等が収入未済(31件3,103,000円)となっている。(学習指導課)

・ 国庫支出金の歳入について、前年度の平成20年2月20日に交付決定があったにもかかわらず、平成21年3月27日の変更交付決定に基づき調査している。(学校経営支援課)

・ 平成21年3月27日に納品・検収した物品が、実際は平成21年4月7日に納品されている。(美術館)

・ 売買契約について、予定価格の設定を行っていない。(福島明成高等学校)

・ 平成21年3月30日に納品・検収した物品が、実際は平成21年4月6日に納品されている。(平工業高等学校)

・ 通動手当が過支給(1人13,401円)、教員特殊業務手当が不足支給(6人10,200円)となっている。(相馬農業高等学校)

・ 発注した物品について、一部が納品されていないにもかかわらず代金を支出している。(相馬農業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(12) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
警察本部	平成21年10月21日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成21年9月9日 平成21年9月16日
郡山北警察署	平成21年12月14日	宗方 保 野崎 直実	書面監査	平成21年11月19日
須賀川警察署	平成21年12月22日	嶋原吉之助 高野 宏之	書面監査	平成21年11月20日
いわき東警察	平成21年12月22日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成21年11月17日

署				
南相馬警察署	平成21年12月22日	宗方 保	高野 宏之	書面監査 平成21年11月17日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
指摘事項

・ 放置違反金及び放置違反金延滞金の調定に欠落及び遅延しているものがある。

「事実」

1 歳入調定の欠落

放置違反金については、本来、放置違反金納付命令を行った時点で歳入の調定を行うべきであるがこれを行わず、納付された分についてのみ歳入の調定を行っている。このため、放置違反金の制度が導入された平成18年6月以降に発生した放置違反金の未収に係る分について未調定となっている。

平成21年3月31日現在

	平成18年度分	平成19年度分	平成20年度分
放置違反金未調定額	156件 2,380,000円	176件 2,682,000円	311件 4,799,000円

2 歳入調定の時期遅延

納付された放置違反金及び放置違反金延滞金については、いったん歳入歳出外現金で受け入れ、月末に歳入に振替調定しているが、金融機関からの違反金領収済通知書が届くまで数日かかることから、毎月の月末に納付された違反金のうち金融機関からの通知書が翌月になったものについて調定から欠落し、平成21年3月31日に収入に振り替えるまで、平成18年12月納入分から長期間にわたり歳入歳出外現金に滞留したままとなっている。また、平成21年3月31日に訂正しているが、収入調定に際し計上誤りがある。

平成21年3月31日現在

	平成18年度分	平成19年度分	平成20年度分
放置違反金未調定	95件 1,442,000円	179件 2,735,000円	87件 1,350,000円
放置違反金誤計上額	5件 △172,000円	3件 △277,900円	一件 一円
放置違反金額	1,270,000円	2,457,100円	1,350,000円

計				
放置違反金延滞金額	4件 4,300円	9件 12,700円	18件 37,500円	
合 計	1,274,300円	2,469,800円	1,387,500円	

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うとともに、チェック機能を強化すること。

(交通部)

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・ 国庫支出金の歳入については、平成21年3月9日に交付決定があったにもかかわらず、翌年度の平成21年5月29日に調定している。(警務部)
上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(13) 監査委員

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
監査委員事務局	平成21年10月22日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成21年9月18日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成21年10月22日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成21年9月18日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(15) 労働委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成21年10月16日	嶋原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成21年9月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第2号

平成21年11月13日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成22年2月5日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方直保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之
 21財第3648号
 平成21年11月27日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方直保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

福島県知事 佐藤雄平

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成21年10月27日付け21福監第190号で報告のありましたこのことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 監査対象機関 会津保健福祉事務所
 監査対象年度 平成20年度
 監査実施年月日 平成21年8月5日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 扶助費の返納事務に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成19年7月から平成20年3月まで7回にわたり、Aほか2名の扶助費について、事務処理の漏れによって医療費自己負担額を含め入院医療費全額を医療扶助により支払っていたことが判明したため保護変更の決定を行ったが、併せて返納の事務手続をすべきところ、</p>	<p>所内会議において、返納事務の的確な入力手続を再確認するとともに、再発防止を図るため、査察指導員が定期的に事務処理の確認を行い、二重チェックするなどの審査体制の改善強化を図りました。</p>

9か月以上遅延し、平成20年12月に事務手続を行い平成21年1月に収納している。

- A 保護変更決定日
 平成19年7月30日、平成19年9月3日、平成19年10月23日
 返納額計 調定日
 172,625円 平成20年12月25日
 B 保護変更決定日
 平成20年3月6日
 返納額計 調定日
 69,547円 同上
 C 保護変更決定日
 平成19年12月3日、平成20年2月1日、平成20年3月5日
 返納額計 調定日
 164,174円 同上
 合計金額 406,346円

「是正・改善等の意見」
 返納の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うとともにチェック機能を強化すること。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 監査対象機関 県中農林事務所
 監査対象年度 平成20年度
 監査実施年月日 平成21年8月26日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 工事の契約事務手続に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 農道整備工事において、設計図書等の閲覧</p>	<p>工事契約事務に係る設計図書等の審査に当たっては、チェックシート の充実及び複数者のチェック等による業務の改善を図り、工事発注段階でのチェック体制を強化い</p>

<p>及び入札の際に発注設計書に添付した図面が誤っていたことから、当該図面に基づき施工した部分（基礎杭工コンクリート打設（深さ6mのうち下部の3.4m分））を取り壊した上で再施工する事態を招いた。</p> <p>この結果、新たな財政負担（4,321,800円の増額）が生ずるとともに、工事の完成が翌年度にずれ込むこととなった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名称 広域営農団地農道整備2002工事（田村3期地区） 2 施工場所 田村市船引町春山地内 3 入札公告 平成20年7月10日 4 入札執行 平成20年7月31日 5 契約締結（当初）平成20年8月7日（最終）平成21年3月18日 ※2度の変更契約実施 6 契約金額（当初）45,058,125円（最終）50,685,600円 7 工事期間（当初）平成20年8月7日～平成21年3月18日（最終）平成20年8月7日～平成21年7月30日 <p>〔是正・改善等の意見〕 工事の契約事務手続に当たっては、チェック体制を強化して設計図書等の審査の徹底を図るとともに、工事施工に伴う監督業務を適正に行うこと。</p>	<p>たしました。</p> <p>また、今後職員の技術力向上については、重要構造物の設計・照査に関する技術の習得に努め、工事施工に伴う監督業務を適正に行つてまいります。</p>
--	--

定期監査に係る措置状況について	
<ol style="list-style-type: none"> 1 監査対象 監査対象機関 県北建設事務所 監査対象年度 平成20年度 監査実施年月日 平成21年9月9日 2 指摘事項及び措置の状況について 	
指 摘 事 項	措 置 状 況

<p>〔指摘事項〕 工事の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>〔事実〕 工事の設計積算において、積みプロックの胴込・裏込コンクリート打設手間を誤って、二重計上していることから、設計額が過大となっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の名称 緊急地方道整備工事（石筵本宮線） 2 契約金額 32,136,300円 3 工事期間 平成20年9月22日～平成21年3月19日 4 内 容 正 設 計 額 39,434,850円 誤 設 計 額 40,559,400円 過大設計額 1,124,550円 <p>〔是正・改善等の意見〕 設計積算に当たっては、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>設計積算に当たっては、間違いやすい項目について、新たに「積算業務用チェックリスト」を作成し、担当者と検算者による二重チェックを行うこととし、事務所としてチェック体制の強化を図ります。</p> <p>また、「積算業務用チェックリスト」について、平成21年9月16日に職員及び関係者に対して説明会を開催し、周知徹底を図りました。</p> <p>今後は、設計積算業務の適正な執行に努めてまいります。</p>
--	---

定期監査に係る措置状況について	
<ol style="list-style-type: none"> 1 監査対象 監査対象機関 県南建設事務所 監査対象年度 平成20年度 監査実施年月日 平成21年7月28日 2 指摘事項及び措置の状況について 	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>〔指摘事項〕 職員手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>〔事実〕 1 職員Aほか1名に係る扶養手当について、扶養親族となつている者の所得超過及び支給改定日の認定誤りにより、過支給となつ</p>	<p>1 職員Aほか1名に係る扶養手当の過支給については、返納処理を行いました。</p>

<p>ている。</p> <p>正当支給額 75,000円 既支給額 192,000円 過支給額 117,000円</p> <p>2 職員Aに係る期末手当について、扶養手当額の期末手当基礎額への計上誤りにより、過支給となっている。</p> <p>正当支給額 673,788円 既支給額 693,678円 過支給額 19,890円</p> <p>「是正・改善等の意見」 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>職員Aについては平成21年8月3日に、ほか1名については平成21年8月5日に返納済みであることを確認しました。</p> <p>2 職員Aに係る期末手当の過支給については、返納処理を行いました。</p> <p>平成21年8月3日に返納済みであることを確認しました。</p> <p>今後は支給要件等を十分確認の上事務処理を行います。また、複数職員による確認を徹底し、支給事務の適正な執行に努めます。</p>
<p>「指摘事項」 委託の設計積算に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 設計業務委託において、協議打合せ人日数の計上に誤りがあり、設計額が過大となっている。</p> <p>1 委託名称 設計業務委託（広域基幹河川改修） 2 内 容 正設計額 6,303,150円 誤設計額 6,494,250円 過大設計額 191,100円</p> <p>「是正・改善等の意見」 設計業務委託の設計積算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>業務委託の設計積算に当たっては、検算の徹底を図るとともに、打合せ協議の積算誤りを防止するため、「起工関係チェックリスト」に、打合せ協議の項目を設け、設計基準の根拠を明示し、関係課長等によるチェック体制の強化を図り適正な積算に努めてまいります。</p>

1 定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象 喜多方建設事務所
- 監査対象機関 平成20年度
- 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年7月28日
指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況															
<p>「指摘事項」 職員公舎の修繕に伴う事務処理に著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 1 職員公舎の修繕について、公舎管理責任者の修繕依頼がままに実施している。 2 職員公舎の修繕に伴う修繕料（30,450円）の支払を失念したことから、事実の発生と異なる日付を記入して作成した執行同書等との関係調書を決裁の上、著しく遅延して支払を行っている。</p>	<p>職員公舎の修繕に当たっては、職員公舎の修繕事務取扱に基づき、公舎管理責任者との連絡を密にして適時適切な実施に努めてまいります。</p> <p>また、支出の決定・命令に当たっては、財務規則に則り、支出の根拠、金額、債権者等の事実を確認した上で関係書類を決裁するとともに、予算執行事務の研修を逐次行い、担当課同士の連携を密にして、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>なお、予算の執行（工事等の発注、契約、支払等）について、OJT技術研修会を実施し、適切な事務処理の確認とチェック体制の強化を行いました。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務処理</th> <th>事実の日付</th> <th>関係調書記入の日付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>執行同書起家・決裁年月日</td> <td>同書の作成なし</td> <td>平成21年3月13日</td> </tr> <tr> <td>修繕施工年月日</td> <td>平成20年4月1日</td> <td>平成21年3月16日</td> </tr> <tr> <td>請求年月日</td> <td>平成20年4月3日</td> <td>平成21年3月27日</td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>—</td> <td>平成21年4月8日</td> </tr> </tbody> </table>	事務処理	事実の日付	関係調書記入の日付	執行同書起家・決裁年月日	同書の作成なし	平成21年3月13日	修繕施工年月日	平成20年4月1日	平成21年3月16日	請求年月日	平成20年4月3日	平成21年3月27日	支払年月日	—	平成21年4月8日	<p>「是正・改善等の意見」 職員公舎の修繕に当たっては、公舎管理責任者との連絡を密にして対応すること。また、支出の決定・命令に当たっては、事</p>
事務処理	事実の日付	関係調書記入の日付														
執行同書起家・決裁年月日	同書の作成なし	平成21年3月13日														
修繕施工年月日	平成20年4月1日	平成21年3月16日														
請求年月日	平成20年4月3日	平成21年3月27日														
支払年月日	—	平成21年4月8日														

実を確認した上で関係書類を決裁するとともに、事務処理の指導及び確認体制を強化し正確な事務の執行を図ること。

(監査総務課)

監査公表第3号

平成21年11月13日監査公表第23号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成22年2月5日

福島県監査委員	鳴原吉之助	福島県監査委員	鳴原吉之助
福島県監査委員	宗方保	福島県監査委員	宗方保
福島県監査委員	野崎直実	福島県監査委員	野崎直実
福島県監査委員	高野宏之	福島県監査委員	高野宏之

福島県教育委員会委員長 **印**

定期監査にかかると措置状況について(通知)
平成21年10月27日付け21福監第190号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

県中教育事務所

(別紙)

指 摘 事 項	指 摘 事 項
○指摘事項 雇用保険料の本人負担分の徴収事務が著しく適正を欠いている。	左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。 1の(1)及び(2)については、平成21年9月1日に収入処理を完了しました。 また、2の(1)については、平成21年7月3日付けで測定を行い、
「事実」 1 再任用教員Aほか2名分の平成19年7月分から平成20年10月分までの雇用保険料の本人負担分について、特段の事由がないま	

ま著しく時期を遅延し、平成20年10月24日に測定、平成21年4月に納入通知書を作成しており、収入未済となっている。

(1) 平成19年度分収入未済額(平成19年7月分から平成20年3月分までの給与等及び平成19年12月期末・勤勉手当支給に係る雇用保険料本人負担分) 60,626円

(2) 平成20年度分収入未済額(平成20年4月分から平成20年10月分までの給与等及び平成20年6月期末・勤勉手当支給に係る雇用保険料本人負担分) 46,372円

2 同再任用教員Aほか2名の平成20年11月分から平成21年3月分までの雇用保険料の本人負担分が測定されていない。

(1) 平成20年度分未測定額(平成20年11月分から平成21年3月分までの給与等及び平成20年12月分期末・勤勉手当支給に係る雇用保険料本人負担分) 35,746円

「是正・改善等の意見」

雇用保険料本人負担分の収入、測定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

平成21年9月1日に収入処理を完了しました。

今後の雇用保険料本人負担分の測定、収入に当たっては、測定の内でのチェック機能を十分働かせるとともに、関係規程に基づき適正に行うよう、指導徹底してまいります。

橘高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
○指摘事項 工事契約の入札事務手続に適切でないものがある。	左記の指摘事項については、福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく「郵便入札におけるくじ」の手順に従い実施すべきところ、当該手順を誤ったため今回の事態を招いたものであります。今後は、工事契約の入札事務手続に当たっては、組織内のチェッ
「事実」 テレビ電波受信障害対策施設改修工事の条件付一般競争入札において、同額で応じた株式会社甲及び乙のくじ番号を付与する際に、誤ったくじ番号を付与し順位を決定したため、	

本来の落札業者乙とは別の甲と契約している。
「是正・改善等の意見」
工事契約の入札事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

ク機能を十分働かせるとともに、福島県条件付一般競争入札実施要領等の入札事務関係規程に基づき適正に行うよう、指導徹底してまいります。

(監査総務課)